

義の簿記）に関する諸原則も含む概念です。つまり「広義の簿記」を対象としていることを忘れてはなりません。

また、例えば法律学者は、成文化されたG o BもG o B概念に含めるとする立場を取るのに対し、会計学者は、成文化されたG o Bはもはや単なる法規範であ

2章でも触れました
エンノー・ベッカーで
す。ベッカーは、始め
は「表見証明」の立場
から、「連続して、完

学、税法学等を網羅してドイツのGoB
概念を徹底論究したものです。つまり同
書は、日本の会計領域初の本格的な学際
研究の専門書でもあるのです。飯塚毅博士
は、次のように振り返っておられます

(飯塚)

究領域に手を出してはいけない」というのが学界の暗黙の了解となってきたのです。

税法学・税務会計論は隣接する
商法学・会計学を基盤に成り立っている

第5章 自我忘却的客観性を保持し、先学を越えよ

「法の社会形成力」を重く見て
「法帽空白」を軸とせよ

